

平成21年

第4回市議会定例会 議案第21号

函館市建築基準条例の一部改正について

函館市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年12月2日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市建築基準条例の一部を改正する条例

函館市建築基準条例（昭和35年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第60条の12第1項第1号中「5,000円」を「7,000円」に改め、同項第2号中「9,000円」を「12,000円」に改め、同項第3号中「14,000円」を「19,000円」に改め、同項第4号中「19,000円」を「27,000円」に改め、同項第5号中「34,000円」を「42,000円」に改め、同項第6号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第7号中「140,000円」を「160,000円」に改め、同項第8号中「240,000円」を「280,000円」に改め、同項第9号中「460,000円」を「510,000円」に改め、同条第5項第1号中「9,000円」を「11,000円」に改め、同項第2号中「5,000円」を「7,000円」に改め、同条第6項第1号中「8,000円」を「10,000円」に改め、同項第2号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第60条の13第1項第1号中「10,000円」を「11,000円」に改め、同項第2号中「12,000円」を「14,000円」に改め、同項第3号中「16,000円」を「18,000円」に改め、同項第4号中「22,000円」を「24,000円」に改め、同項第5号中「36,000円」を「39,000円」に改め、同項第6号中「50,000円」を「54,000円」に改め、同項第7号中「

120,000円」を「130,000円」に改め、同項第8号中「190,000円」を「200,000円」に改め、同項第9号中「380,000円」を「400,000円」に改め、同条第2項第1号中「9,000円」を「10,000円」に改め、同項第2号中「11,000円」を「13,000円」に改め、同項第3号中「15,000円」を「17,000円」に改め、同項第4号中「21,000円」を「23,000円」に改め、同項第5号中「33,000円」を「36,000円」に改め、同項第6号中「47,000円」を「51,000円」に改め、同項第7号中「110,000円」を「120,000円」に改め、同項第8号中「180,000円」を「190,000円」に改め、同項第9号中「370,000円」を「390,000円」に改め、同条第4項第1号中「13,000円」を「14,000円」に改め、同項第2号中「9,000円」を「11,000円」に改める。

第60条の14第1号中「8,000円」を「10,000円」に改め、同条第2号中「10,000円」を「13,000円」に改め、同条第3号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同条第4号中「18,000円」を「22,000円」に改め、同条第5号中「29,000円」を「34,000円」に改め、同条第6号中「40,000円」を「47,000円」に改め、同条第7号中「100,000円」を「110,000円」に改め、同条第8号中「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第9号中「310,000円」を「340,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築物の建築等に関する確認申請等手数料，完了検査申請等手数料および中間検査申請等手数料を改定するため